

株 主 各 位



**MEDIASEEK**

東京都港区南麻布三丁目20番1号

株式会社 **メディアシーク**

代表取締役社長 西尾直紀

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さりまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年10月21日（木曜日）午後7時までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

I. 日 時 令和3年10月22日（金曜日）午後1時00分  
（受付開始 午後0時30分）

II. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所 東証ARROWS内2F 東証ホール

- (注) 1. 会場内の社会的距離確保に伴い、席数が非常に限定的となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことを予めご了承下さい。  
2. ご入場の際は、西口エントランス（見学受付入口）よりお願い申し上げます。また、本招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。  
3. 西口エントランスでは、警備員による体温の検査及び金属探知機での検査がございます。併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。

4. 末尾の株主総会会場ご案内図もご参照下さい。
5. 株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。

### Ⅲ. 目的事項 報告事項

1. 第22期（令和2年8月1日から令和3年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（令和2年8月1日から令和3年7月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.mediaseek.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、同じくインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.mediaseek.co.jp/>）においてお知らせいたしますのでご確認ください。

## 事 業 報 告

(令和2年8月1日から  
令和3年7月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

##### 一般的な概況及び事業別概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、政治・経済環境全般に対する中長期的な見通しについて引き続き先行き不透明な状況が続いております。法人事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化により、主な顧客であります国内法人企業の将来のシステム開発計画に見直しが発生する等、当社グループの事業環境に少なからぬ影響が生じておりますが、同時に、アフターコロナを想定し新たなシステム投資を検討する企業もあり、当社グループとして、新たな市場ニーズに的確に対応するための業務推進体制の強化を進めております。また、コンシューマー事業におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による国内広告市場への影響により、インターネット広告における広告単価の変動等、広告ビジネス全般に少なからぬ変化が生じておりますが、スマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコンット」は、令和3年4月に累計3,300万ダウンロードを達成しており、当社グループとして、今後も変化する市場ニーズに対応した新たな付加価値サービスの開発を進めてまいります。

当社グループは、法人事業において、主に国内の法人クライアントに対するシステムコンサルティング業務による売上を計上しました。当社グループの連結子会社であった株式会社デリバリーコンサルティング及びDELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD.の2社については、第2四半期連結会計期間末をもって当社グループの連結子会社に該当しなくなったことから、第3四半期連結会計期間以降、上記2社の売上については法人事業の売上に含まれておりません。コンシューマー事業においては、累計3,300万ダウンロードを達成したスマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコンット」による広告収入のほか、令和3年6月に新たに開始した俳優・陳内将の実写版シミュレーションゲーム「JIN's library」等、スマートフォン向け各種情報サービスによる売上を計上しました。

当連結会計年度より新たに発足した、法人事業及びコンシューマー事業の事業領域を横断し、将来に向けた先進的な新規ビジネスを模索する新規事業セグメントにおいては、令和2年11月よりオンラインレッスンに対応した新たなサービスプラットフォーム「マイクラスリモート」を提供開始し、新たな市場ニーズへの対応を進めております。また、令和3年7月には、当社グループの出資先である株式会社デリバリーコンサルティングが東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴い、当社グループの保有する同社株式の売却により、456,462千円の特別利益(関係会社株式売却益と特別利益のその他に含まれる持分変動利益の一部の合計額)を計上しました。なお、株式会社デリバリーコンサルティングは第3四半期連結会計期間以降当社グループの持分法適用関連会社となっておりますが、当連結会計年度末をもってこれに該当しなくなりました。その結果、当連結会計年度の売上高は、1,778,697千円(前年同期比22.8%減)、営業利益は、166,896千円(前年同期比319.5%増)、経常利益は、202,055千円(前年同期比78.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、476,366千円(前年同期は、35,126千円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

セグメント別の概況は以下の通りです。

#### (法人事業)

法人事業においては、主に国内の法人クライアントに対するシステムコンサルティングサービスを実施しました。その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、1,272,801千円(前年同期比32.5%減)、セグメント利益は、251,115千円(前年同期比57.4%増)となりました。なお、当社グループの連結子会社であった株式会社デリバリーコンサルティング及びDELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD.の2社について、第2四半期連結会計期間末をもって当社グループの連結子会社から除外され、株式会社デリバリーコンサルティングについては当社グループの持分法適用関連会社となったことから、第3四半期連結会計期間以降の上記2社の売上高及びセグメント利益については法人事業の売上高及びセグメント利益に含まれておりません。

#### (コンシューマー事業)

コンシューマー事業においては、令和3年4月に累計3,300万ダウンロードを達成したスマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコンット」を中心としたスマートフォン向け広告収入のほか、令和3年6月に新たに開始した俳優・陳内将の実写版シミュレーションゲーム「JIN's library」等、スマートフォン向け各種情報サービスによる売上を計上しました。新型コロナウイルス感染症拡大による影響が生じたものの、コンシューマー事業全体とし

て前期を超える売上を達成しました。その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、503,661千円(前年同期比20.0%増)、セグメント利益は、208,774千円(前年同期比159.7%増)となりました。

#### (新規事業)

当連結会計年度より新たに発足した新規事業においては、令和2年11月よりオンラインレッスンに対応した新たなサービスプラットフォーム「マイクラスリモート」を提供開始したほか、ブレインテック、スクール事業者向け動画配信プラットフォーム展開及び店舗経営事業者向けトータルソリューション展開等の領域で活動を行いました。その結果、当連結会計年度の売上高は、2,234千円、セグメント損失は、90,343千円となりました。なお、売上に比して多くのセグメント損失を計上しておりますが、これは、当活動が当連結会計年度において、事業立ち上げのフェーズにあり、本格的に売上を計上するフェーズにないためです。

## 2. 対処すべき課題

当社グループは、令和4年7月期より従前のビジネスポートフォリオを変更し、将来的に高い成長性が見込まれる、ライフスタイルDX、画像解析・AI、コーポレートDX、ブレインテック・DTx及びベンチャーインキュベーションの5つのビジネス領域をターゲットとして、新規事業創出や事業規模拡大のほか、安定的な収益基盤の構築を進めてまいります。いずれの領域も、近年、情報技術の進化に伴い、市場変化のスピードが速くなっており、今後、さらに複雑な変化を遂げていくものと予想されます。

当社グループは、既存マーケットで実績を有するQRコード・バーコード読み取り技術のほか、高い技術力と信頼を基盤とする企業向けコンサルティング能力等、これまで培った強みを最大限活用することに加え、ブレインテック等最新の情報技術を活用した新サービスの開発・提供を通じてさらなるマーケットの開発と事業領域の拡大を図る方針です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動への影響に関し、現時点におきましては限定的であると認識しておりますが、経営環境に以下の変化が生じる可能性があります。ライフスタイルDXや画像解析・AIの領域においては「巣ごもり消費」拡大による売上や広告収入に対する影響が生じる可能性があります。コーポレートDXの領域においては、リモート業務やオンラインサービスに関連する企業のシステム投資拡大による引き合い増加の可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の流行がさらに長期化した場合、景気の減退や消費者心理の悪化等により、当社グループのビジネス全般について、受注案件の失注や

先送り、規模縮小等の影響が発生する可能性があります。

当社グループが優先的に対処すべき課題として、①新たな事業ポートフォリオに基づく新規事業ドメイン立ち上げと拡大、②独自技術開発による市場競争力の強化、③安定的な収益基盤の確立の3つがあります。これらの課題を解決してゆくことで、事業規模のさらなる拡大と安定的な収益基盤の構築を進めてゆく予定です。

#### ① 新たな事業ポートフォリオに基づく新規事業ドメイン立ち上げと拡大

当社グループは、これまで法人事業、コンシューマー事業の2つの事業セグメントを中心としたビジネス展開を行ってまいりましたが、令和4年7月期より事業ポートフォリオを見直し、将来に向け成長を最大化させるための体制変更を実施しました。今後はライフスタイルDX、画像解析・AI、コーポレートDX、ブレインテック・DTx及びベンチャーインキュベーションの5つのビジネス領域をターゲットに設定し、高い成長性が見込まれる事業領域を中心に、市場ニーズの変化に合わせた事業展開を進めてゆく方針です。ライフスタイルDXでは、安定的な稼働実績を誇る「マイクラス」等、当社グループの保有するオンラインプラットフォームを活用した各種サブスクリプションサービスのほか、ゲーム等各種オンラインコンテンツの配信サービスを最新のテクノロジーで進化させることでビジネス拡大を進めます。画像解析・AIにおいては、定番アプリとして高い評価を有する「バーコードリーダー/アイコンット」のプラットフォームに、さらに高度な画像認識技術を組み合わせることで、次世代デバイスに対応したIoTツールとしてさらに進化・発展させてゆく予定です。コーポレートDXにおいては、当社グループが保有する高度なコンサルティング能力と事業ノウハウを最大限活用し、様々な企業向けコンサルティングサービスを提供してまいります。さらに、世界的にきわめて成長性の高いビジネス分野として注目されるブレインテック・DTxにおいては、ブレインテックビジネスに先進的に取り組んできた当社グループの知見を活かし、スマートフォンアプリによる医療支援サービスや、薬の代わりにアプリを活用し治療を行うデジタルセラピューティクス(DTx)の領域にチャレンジする計画です。当社グループが蓄積し保有する資産については最大限に活用し、さらに、新たなビジネス領域においては積極的なリソース投入により独自技術開発とノウハウ獲得を進めることで、新たな事業ポートフォリオに基づく新規事業ドメインの早期立ち上げとビジネス拡大を進めてゆく計画です。

#### ② 独自技術開発による市場競争力の強化

ビジネスとして未だ発展途上の段階と考えられるブレインテックやデジタルセラピューティクス(DTx)の領域においては、初期段階における独自技術の開発や先進的な事業ノウハウの獲得がその後の市場競争に大きな影響を与えることとなります。当社グループでは、早くからブレインテックの可能性に着目し、令和

2年には当社独自技術に基づく法人向けソリューションパッケージ「ALPHA SWITCH PRO」をリリースする等、脳波に注目したトレーニングメソッドである「ニューロ・フィードバック」を活用した先進的なブレインテックサービス開発に取り組んでまいりました。ブレインテックと呼ばれる新たなビジネス分野は、世界的にきわめて成長性の高いビジネス分野として注目され、今後多くの企業が様々なアプローチから独自技術、独自サービスを展開する競争市場になると想像されます。当社グループは、医療機関の協力のもとアプリを使ったトレーニングがもたらす慢性疼痛の緩和の研究に取り組んでおり、大学や製薬会社等とのアライアンスを更に強化し、あわせて当社グループが培ってきたブレインテック及び高度なソフトウェア開発技術に関するノウハウと経験を最大限活用することで、広くヘルスケア領域におけるITビジネス拡大を目指してまいります。ブレインテック・DTxのみならず、それ以外の分野においても、各分野における当社独自技術の開発と市場競争力の強化を進めていく予定です。

### ③ 安定的な収益基盤の確立

当社グループは、市場成長の高い分野をターゲットとした新たな事業ポートフォリオを構築し、ブレインテックやDTx等新たな事業分野において市場ニーズに先行し競争力の源泉となる技術力やノウハウを早期に獲得することで事業成長を最大化させるよう取り組んでまいりますが、新規事業への積極展開とあわせ、安定的な収益基盤の確立についても、早期に実現できるよう、事業拡大とあわせて取り組んでゆく予定です。新事業ポートフォリオにおいて、ブレインテック・デジタルセラピューティクス(DTx)等新たな事業領域へのチャレンジとあわせ、ライフスタイルDX、画像解析・AI及びコーポレートDX等の領域においては、これまで蓄積した知見やノウハウのほか既存の事業資産や事業基盤を最大限活用することで、事業拡大とあわせ収益基盤の拡大・安定化を早期に実現させるよう取り組んでまいります。複数の事業ドメインに対し、自社リソースを機動的に配分し最適化させることで、最新技術を活用した新たな独自サービス開発と、既存ビジネス基盤を最大限活用した安定的な収益基盤の確立を目指します。

## 3. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は10,202千円であり、主なものとしては、全社共通用の車両運搬具並びに法人事業及びコンシューマー事業運営のためのサーバー及びその他のハードウェアの取得によるものであります。

#### 4. 資金調達の状況

当連結会計年度は、主として自己資金及び金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

#### 5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

#### 6. 事業の譲受けの状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

#### 7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

#### 8. その他の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、令和3年7月29日に株式会社デリバリーコンサルティングの株式558,000株を譲渡いたしました。これにより株式会社デリバリーコンサルティングは当社グループの持分法適用関連会社に該当しなくなりました。

#### 9. 財産及び損益の状況

区分	第19期 (平成30年7月期)	第20期 (令和元年7月期)	第21期 (令和2年7月期)	第22期 (令和3年7月期)
売上高(千円)	1,502,212	1,856,591	2,305,411	1,778,697
営業利益又は営業損失(△)(千円)	△173,417	△128,437	39,785	166,896
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△117,569	△84,258	113,452	202,055
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△88,825	△95,410	35,126	476,366
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△9.12	△9.79	3.61	48.89
総資産(千円)	2,197,312	3,675,960	5,214,861	5,087,716
純資産(千円)	1,584,698	2,665,878	3,639,093	3,938,105
1株当たり 純資産額(円)	157.82	268.09	360.41	401.96

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。



## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
スタートメディアジャパン株式会社	42,500千円	74.1%	法人事業及びコンシューマー事業
株式会社メディアシークキャピタル	15,000千円	100.0%	投融資及びビジネスインキュベーション事業

(注) 連結子会社は、上記2社であります。

### (3) その他

第2四半期連結会計期間において、当社従業員及び取締役計5名が、株式会社デリバリーコンサルティングの取締役の任を辞したことにより、同社を実質的に支配しているとみなされなくなったため、株式会社デリバリーコンサルティング及びDELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD. を第2四半期連結会計期間末に連結の範囲から除外しており、その結果、子会社の数は4社から2社に減少しております。なお、株式会社デリバリーコンサルティングは第3四半期連結会計期間以降当社グループの持分法適用関連会社となっておりますが、同社の株式上場に伴い株式の一部を売却したこと等により、当連結会計年度末をもってこれに該当しなくなりました。

## 11. 主要な事業内容（令和3年7月31日現在）

当社グループは、企業向け戦略コンサルティング、システムコンサルティング及びシステム運用支援サービスを行う法人事業、モバイル端末向けコンテンツ配信等コンシューマー向けサービス及び「バーコードリーダー/アイコンット」を中心とした企業向けマーケティング支援サービスやライセンス提供等、各種情報サービスを行うコンシューマー事業を主な事業としております。

## 12. 主要な営業所の状況（令和3年7月31日現在）

当 社 本 社：東京都港区南麻布三丁目20番1号

### 13. 従業員の状況（令和3年7月31日現在）

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	52名	(減)93名	33.6才	81.9ヶ月
女性	21	(減)28	31.2	68.7
合計又は平均	73	(減)121	32.9	78.1

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員（期中平均従業員数0名）は含まれておりません。  
 2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。  
 3. 前期末に比べて従業員数が著しく減少しておりますが、これは株式会社デリバリーコンサルティング及びDELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD.の2社が当社グループの連結子会社に該当しなくなったことによるものです。

### 14. 主要な借入先（令和3年7月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	55,405千円
株式会社りそな銀行	44,000千円
芝信用金庫	6,250千円
株式会社東日本銀行	4,130千円

## II. 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 9,766,800株（自己株式23,345株を含む）

(2) 株 主 数 6,844名

(注) 前期末に比べ309名減少しております。

(3) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持株比率（%）
西 尾 直 紀	3,478,400	35.70
根 津 康 洋	728,100	7.47
松 井 証 券 株 式 会 社	253,900	2.61
丸 山 寛	179,300	1.84
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	114,800	1.18
鈴 木 智 博	101,500	1.04
江 口 郁 子	96,500	0.99
鈴 木 英 雄	70,200	0.72
都 甲 和 幸	61,600	0.63
松 井 勝 彦	60,000	0.62

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有の状況

イ 取得した株式

該当事項はありません。

ロ 処分した株式

該当事項はありません。

ハ 消却した株式

該当事項はありません。

ニ 決算期末における保有株式

・普通株式 23,345株

## 2. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 尾 直 紀	スタートメディアジャパン株式会社代表取締役社長 株式会社メディアシークキャピタル代表取締役 株式会社Link-U社外取締役 RUN. EDGE株式会社社外取締役
取 締 役	根 津 康 洋	業務管理部長 スタートメディアジャパン株式会社監査役 株式会社メディアシークキャピタル監査役
取 締 役	江 口 郁 子	コンシューマー事業部長 スタートメディアジャパン株式会社代表取締役 株式会社メディアシークキャピタル取締役
取 締 役	上 田 耕 嗣	法人事業部長 スタートメディアジャパン株式会社取締役
取 締 役	市 橋 哲	経理部長 株式会社メディアシークキャピタル取締役
取 締 役	清 水 知 彦	弁護士、弁護士法人鶯花代表社員 三櫻工業株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	福 田 峰 之	多摩大学大学院・ルール形成戦略研究所客員教授
常 勤 仮 監 査 役	牧 俊 夫	学校法人中央大学理事 株式会社オークネット社外取締役
監 査 役	武 田 健 二	株式会社カラダノート社外監査役 株式会社オールアバウト社外取締役
監 査 役	西 井 敏 恭	オイシックス・ラ・大地株式会社執行役員チーフマーケティングテクノロジーリスト 株式会社シンクロ代表取締役

(注) 1. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 新任  
仮監査役牧俊夫氏は、令和3年7月12日付けで東京地方裁判所の決定により選任され就任しております。
- (2) 退任  
監査役福田峰之氏は、令和3年6月28日付けで辞任されました。なお、当該監査役の兼職の状況は退任時の状況であります。
2. 取締役清水知彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 仮監査役牧俊夫並びに、監査役武田健二及び西井敏恭の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、武田健二氏を独立役員として、株式会社東京

証券取引所に届け出ております。

4. 監査役西井敏恭氏は、上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	45,595 (1,200)	45,595 (1,200)	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	8,150 (8,150)	8,150 (8,150)	—	—	4 (4)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額39,599千円を支払っております。  
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会における決議により、以下のとおり定められております。

### (1) 取締役

年額2億円以内(平成12年9月25日開催第1回定時株主総会決議。当該決議時における取締役の員数は5名。)に加え、ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額2億円以内(平成18年10月27日開催第7回定時株主総会決議。当該決議時における取締役の員数は6名。)と決議いただいております(但し、使用人兼務取締役の使用人としての給与はこれらに含まれません)。

### (2) 監査役

年額5千万円以内(平成12年9月25日開催第1回定時株主総会決議。当該決議時における監査役の員数は3名。)に加え、ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額5千万円以内(平成18年10月27日開催第7回定時株主総会決議。当該決議時における監査役の員数は3名。)と決議いただいております。

## (3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月24日付取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、下記方針に従い権限委任を受けた代表取締役社長西尾直紀により決定されました。なお、当該権限委任の理由は、当社の業務執行を統括する立場である代表取締役が適任であるからであります。また、取締役会は、当該報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に従ったものであることから適切なものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬により構成する。

### 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与

える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役を監督するものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該監督に従って決定しなければならないこととする。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役清水知彦氏は、弁護士法人鶯花代表社員及び三櫻工業株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と各法人との間に取引関係はありません。
- ・ 監査役福田峰之氏は、多摩大学大学院・ルール形成戦略研究所客員教授を兼務しておりますが、当社と当該法人との間に取引関係はありません。
- ・ 仮監査役牧俊夫氏は、学校法人中央大学理事及び株式会社オークネット社外取締役を兼務しておりますが、当社と各法人との間に取引関係はありません。
- ・ 監査役武田健二氏は、株式会社カラダノート社外監査役及び株式会社オールアバウト社外取締役を兼務しておりますが、当社と各社との間に取引関係はありません。
- ・ 監査役西井敏恭氏は、オイシックス・ラ・大地株式会社執行役員チーフマーケティングテクノロジスト及び株式会社シンクロ代表取締役を兼務しておりますが、当社と各社との間に取引関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

当社では、毎月1回、定時取締役会及び監査役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会及び監査役会を開催しております。

- ・ 取締役であります清水知彦氏は、当事業年度に開催された17回の取締役会のうち16回に出席し、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言・提言を行っております。さらに法律に関する高い専門知識と豊富な経験に基づき当社の経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を行っております。
- ・ 令和3年6月28日に常勤監査役を辞任された福田峰之氏は、当事業年度に

- における在任中に開催された16回の取締役会及び11回の監査役会の全てに出席し、法令適合性の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意味決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・令和3年7月12日に常勤仮監査役に就任された牧俊夫氏は、当事業年度における在任中に開催された1回の取締役会及び1回の監査役会の全てに出席し、法令適合性の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意味決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
  - ・非常勤監査役であります武田健二氏は、当事業年度に開催された17回の取締役会及び12回の監査役会の全てに出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意味決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
  - ・非常勤監査役であります西井敏恭氏は、当事業年度に開催された17回の取締役会及び12回の監査役会の全てに出席し、財務会計の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意味決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- (注) 上記の他、会社法第370条に定める書面決議を2回実施しております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役清水知彦氏、監査役武田健二氏及び監査役西井敏恭氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当社と監査役福田峰之氏は、同氏の退任までの間、同じく損害賠償責任を限定する契約を締結しておりました。当該各契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

#### 4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 太陽有限責任監査法人  
(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	12,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,250千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。  
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役の過半数をもって行う監査役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

#### 5. 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、取締役業務管理部長をコンプライアンスに関する担当取締役とし、コンプライアンスに関する基本方針及び基本体制の整備・構築を図る。
  - ② 取締役及び使用人は、企業としての社会的責任に応え、企業倫理及び法令・定款を厳守した企業活動に努める。
  - ③ 財務報告をはじめ各種情報の適切な開示を実施し、経営の透明性及び健全性を高めるため社内体制の整備を図る。



- ④ 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 法令に定めのある他、文書管理規程など社内規程に従い、取締役や使用人による職務執行の状況を記録するための文書等を作成し、適正な管理と保存を行う。
  - ② 取締役及び監査役は、いつでも前項に定める文書等を閲覧できるものとする。
  - ③ 取締役の職務執行に係わる情報は、法令又は東京証券取引所の適時開示規則に従い、適正な開示を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の事業運営全般のリスクは、代表取締役が管理責任者となり、全社にわたるリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努める。各取締役は管掌する業務のリスク管理を行う。
  - ② 取締役、執行役員及び幹部使用人は、各担当業務部門を指揮してマニュアルやガイドラインを作成・配布し、使用人への教育・研修を通じて、会社の損失の危険を回避・予防し、又は管理する体制の整備を図る。
  - ③ 重大なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、代表取締役を対策本部長として、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
  - ② 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
  - ③ その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
  - ④ 取締役会、経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務適正確保の観点から、当社の関係会社管理規程及び関連するグループ会社の規程等に基づく報告のもとその業務遂行状況を把握し、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要なグループ会社への指導、支援を実施する。
  - ② グループ会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性及び当社監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が万全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
  - ② この補助使用人の異動には監査役の同意が必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
  - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
  - ④ 当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものとする。
- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞がある場合、当社グループの取締役、執行役員若しくは使用人による違法又は不正な行為を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合は、その事項を速やかに当社の監査役へ報告する。
  - ② 当社グループの各部門を管掌する取締役、執行役員及び幹部使用人は、当社の監査役会と協議して、定期的又は不定期に担当する部門のコンプライアンスの状況を報告するものとする。
- (8) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役や会計監査人により、監査役との定期的な意見交換会を開催する。
  - ② 上記のほか、当社グループの取締役、執行役員及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っています。

- ① コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。また、社長を含む全取締役に社内主要部門の責任者を加えたメンバーで構成される経営会議を原則として週1回のペースで開催し、さらにグループウェアを活用した情報共有など適時開示すべき会社情報の共有化のための体制を整備しております。
- ② 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(令和3年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,404,283</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>242,247</b>
現金及び預金	990,579	買掛金	23,636
売掛金	155,892	1年内返済予定の長期借入金	44,392
商 品	1,003	未払法人税等	88,271
仕掛品	2,593	資産除去債務	15,105
その他のたな卸資産	905	賞与引当金	15,730
その他	253,313	その他	55,110
貸倒引当金	△5	<b>固 定 負 債</b>	<b>907,364</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,683,433</b>	長期借入金	65,393
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,821</b>	繰延税金負債	841,971
車両運搬具	2,871	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,149,611</b>
工具、器具及び備品	1,950	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,678,611</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,008,746</b>
投資有価証券	3,581,897	資 本 金	823,267
その他	123,365	資 本 剰 余 金	1,029,669
貸倒引当金	△26,650	利 益 剰 余 金	195,534
		自 己 株 式	△39,724
		その他の包括利益累計額	1,907,772
		その他有価証券評価差額金	1,907,772
		非支配株主持分	21,586
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,938,105</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,087,716</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>5,087,716</b>

# 連結損益計算書

(令和2年8月1日から  
令和3年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,778,697
売上原価	1,212,031
売上総利益	566,666
販売費及び一般管理費	399,770
営業利益	166,896
営業外収益	84,945
受取利息	25,060
受取配当金	6,484
投資有価証券売却益	1,470
助成金収入	12,743
持分法による投資利益	37,237
その他の	1,949
営業外費用	49,786
支払利息	2,910
投資有価証券売却損	46,492
その他の	383
経常利益	202,055
特別利益	461,086
固定資産売却益	200
関係会社株式売却益	418,854
その他の	42,031
特別損失	2,635
固定資産除却損	708
事務所移転費用	1,927
税金等調整前当期純利益	660,505
法人税、住民税及び事業税	121,726
法人税等調整額	12,771
当期純利益	526,008
非支配株主に帰属する当期純利益	49,641
親会社株主に帰属する当期純利益	476,366

## 連結株主資本等変動計算書

(令和2年8月1日から)  
(令和3年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和2年8月1日残高	823,267	1,028,319	△174,274	△39,724	1,637,587
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	476,366	—	476,366
持分法の適用範囲の変動	—	—	△106,557	—	△106,557
連結範囲の変動	—	1,349	—	—	1,349
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	1,349	369,809	—	371,158
令和3年7月31日残高	823,267	1,029,669	195,534	△39,724	2,008,746

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
令和2年8月1日残高	1,874,732	△689	1,874,043	3,313	124,150	3,639,093
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	476,366
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—	△106,557
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	1,349
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	33,039	689	33,728	△3,313	△102,563	△72,147
連結会計年度中の変動額合計	33,039	689	33,728	△3,313	△102,563	299,011
令和3年7月31日残高	1,907,772	—	1,907,772	—	21,586	3,938,105

## 連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数：2社

連結子会社の名称：スタートメディアジャパン株式会社  
株式会社メディアシークキャピタル

第2四半期連結会計期間において、当社従業員及び取締役計5名が、株式会社デリバリーコンサルティングの取締役の任を辞したことにより、同社を実質的に支配しているとみなされなくなったため、株式会社デリバリーコンサルティング及びDELIVERY INTERNATIONAL THAI CO., LTD. を第2四半期連結会計期間末に連結の範囲から除外しており、その結果、子会社の数は4社から2社に減少しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項

株式会社デリバリーコンサルティングは第3四半期連結会計期間以降当社グループの持分法適用関連会社となっておりますが、同社の株式上場に伴い株式の一部を売却したこと等により、当連結会計年度末をもってこれに該当しなくなりました。

- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

スタートメディアジャパン株式会社及び株式会社メディアシークキャピタルの決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他のたな卸資産：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)：定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 8～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5～15年

無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

主な耐用年数

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内による利用可能期間)

長期前払費用：主として均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。



④ 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準：当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準：外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

重要なヘッジ：イ ヘッジ会計の方法

会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理：消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

## (連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 102,760千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

投資有価証券(非上場株式)については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、回復可能性の判断を行った上で、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行います。回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画については、一定の仮定をおいており、その仮定には不確実性が伴います。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において投資有価証券評価損が発生する可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産を計上するにあたり、その回収可能性について、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として算定しており、スケジュールリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難であります。今後令和4年7月期の一定期間にわたり、当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 工事進行基準による収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 13,319千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア開発に対し、工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しており、ソフトウェア収益総額にソフトウェア開発案件の進捗率(原価発生額÷ソフトウェア開発原価総額)を乗じて売上高を計上しております。工事進行基準による売上高の見積りの基礎となるソフトウェア開発原価総額における主要な仮定は、ソフトウェア開発人員の人件費や外注費等の積算であります。ソフトウェア開発原価総額の主要な仮定であるソフトウェア開発人員の人件費や外注費等は、見積りの不確実性が高く、原価発生額の実績が見積金額と乖離することにより、翌連結会計年度の連結計算書類においてソフトウェア開発にかかるとの損益が変動する可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 41,668千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 9,766,800株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年10月22日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	9,743	1.00	令和3年7月31日	令和3年10月25日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

該当事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び銀行借入によって賄っております。余資の運用については、安全性、流動性及び収益性等の各種要素を総合的に考慮した上で、金融商品を選定する方針を採っております。デリバティブは、主として後述するリスクを回避するために利用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、余資の運用を目的とする債券、投資信託及び株券並びに政策目的で出資した株式が主な内容になります。これらは、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的には時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、その殆どが1年以内に決済が到来するものであります。

短期借入金及び長期借入金は、経営安定化のため市中銀行より運転資金として借入れたものであり、このうち一部のものについては金利変動のリスクに晒されておりますが、必要に応じてデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。また、これについては、月次ごとに資金繰計画を作成・見直しする等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。(注)2参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	990,579	990,579	—
② 売掛金	155,892	155,892	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	3,479,136	3,479,136	—
資産計	4,625,609	4,625,609	—
① 買掛金	23,636	23,636	—
② 長期借入金	109,785	109,811	26
負債計	133,421	133,448	26
デリバティブ取引			
イ ヘッジ会計が適用されて いるもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(※) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより1年内返済予定の長期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金及び②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、原則として取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、特別の事情により取引金融機関から提示された価格が実態より著しく高いと認められるものについては、妥当と判断される価格まで時価を切り下げております。

負債

①買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

イ ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	102,760

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	990,579	—	—	—
売掛金	155,892	—	—	—
合計	1,146,472	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	44,392	65,393	—	—

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |      |     |
|----------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額  | 401円 | 96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 48円  | 89銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和3年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,396,330</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>242,502</b>
現金及び預金	882,687	買掛金	23,636
売掛金	155,686	1年内返済予定の長期借入金	44,392
商品	1,003	未払金	27,642
仕掛品	2,593	未払費用	10,769
その他のたな卸資産	905	未払法人税等	87,911
前払費用	8,456	前受金	3,258
その他	345,003	預り金	7,691
貸倒引当金	△5	前受収益	703
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,646,272</b>	資産除去債務	15,105
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,821</b>	賞与引当金	15,730
車両運搬具	2,871	その他	5,661
工具、器具及び備品	1,950	<b>固 定 負 債</b>	<b>907,364</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>3,641,451</b>	長期借入金	65,393
投資有価証券	3,479,136	繰延税金負債	841,971
関係会社株式	65,600	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,149,866</b>
長期前払費用	368	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期滞留債権	26,650	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,984,965</b>
出資	30	資本金	823,267
その他	96,316	資本剰余金	956,507
貸倒引当金	△26,650	資本準備金	956,507
		利益剰余金	244,914
		その他利益剰余金	244,914
		繰越利益剰余金	244,914
		自己株式	△39,724
		評価・換算差額等	1,907,772
		その他有価証券評価差額金	1,907,772
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,892,737</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,042,603</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>5,042,603</b>

# 損 益 計 算 書

(令和2年8月1日から  
令和3年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	975,086
売 上 原 価	657,817
売 上 総 利 益	317,269
販売費及び一般管理費	280,002
営 業 利 益	37,266
営 業 外 収 益	49,981
受 取 利 息	1,477
有 価 証 券 利 息	25,055
受 取 配 当 金	6,484
投資有価証券売却益	1,470
助 成 金 収 入	10,024
そ の 他	5,468
営 業 外 費 用	48,260
支 払 利 息	1,768
投資有価証券売却損	46,492
経 常 利 益	38,987
特 別 利 益	484,858
固 定 資 産 売 却 益	200
関係会社株式売却益	484,460
そ の 他	198
特 別 損 失	1,645
事 務 所 移 転 費 用	1,645
税 引 前 当 期 純 利 益	522,201
法人税、住民税及び事業税	90,231
当 期 純 利 益	431,969



## 株主資本等変動計算書

(令和2年8月1日から)  
(令和3年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
令和2年8月1日残高	823,267	956,507	956,507	△187,054	△187,054	△39,724	1,552,995
事業年度中の変動額							
当期純利益	—	—	—	431,969	431,969	—	431,969
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	431,969	431,969	—	431,969
令和3年7月31日残高	823,267	956,507	956,507	244,914	244,914	△39,724	1,984,965

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
令和2年8月1日残高	1,874,732	1,874,732	198	3,427,926
事業年度中の変動額				
当期純利益	—	—	—	431,969
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	33,039	33,039	△198	32,841
事業年度中の変動額合計	33,039	33,039	△198	464,810
令和3年7月31日残高	1,907,772	1,907,772	—	3,892,737

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他のたな卸資産：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)：定率法

主な耐用年数

車 両 運 搬 具                    6 年

工具、器具及び備品                5 年

無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

主な耐用年数

ソフトウェア(自社利用分)            5年(社内における利用可能期間)

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等の計上基準：当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のものについては検収基準を適用しております。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準：外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

重要なヘッジの方法：① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

#### ③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

#### ④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理：消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「預け金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 投資有価証券、関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 一千円

関係会社株式 65,600千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

##### (2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

##### (3) 工事進行基準による収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 13,319千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

#### 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	100,192千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	703千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	41,668千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,168千円

売上原価 41,894千円

営業取引以外の取引による取引高

業務受託手数料 3,100千円

受取利息 1,474千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 23,345株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生 の主な原因別の内訳

未払事業税 5,930千円

商品評価損 38千円

貸倒引当金超過額 8,162千円

投資有価証券評価損 3,493千円

関係会社株式評価損 8,389千円

繰越欠損金 34,084千円

資産除去債務 4,625千円

賞与引当金超過額 4,816千円

未払費用 754千円

減損損失 852千円

繰延税金資産小計 71,147千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △34,084千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △37,063千円

評価性引当額小計 △71,147千円

繰延税金資産合計 一千円

繰延税金負債発生 の主な原因別の内訳

投資有価証券評価差額金 841,971千円

繰延税金負債合計 841,971千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

当社との関係	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	スタートメディアジャパン株式会社	74.1%	本社業務の受託	2,100	未収入金	192
			役員提供の受託	3,168	売掛金	—
子会社・関連会社	株式会社デリバリーコンサルティング	—	本社業務の受託	1,000	未収入金	—
			開発業務の委託	67,073	買掛金	—
子会社	株式会社メディアシーケルキャピタル	100.0%	資金の貸付	100,000	短期貸付金	100,000
			利息の受取	1,474	前受収益	703

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。
2. 上記取引金額には、消費税等を含んでおりませんが、期末残高の内、消費税等課税取引に係るものは、消費税等を含んでおります。
3. 株式会社デリバリーコンサルティングは第2四半期会計期間末をもって、当社の「連結子会社」から「持分法適用関連会社」に異動し、当事業年度末をもって当社の「連結子会社」及び「持分法適用関連会社」のいずれにも該当しなくなっております。取引金額については「連結子会社」及び「持分法適用関連会社」であった期間の金額を記載しております。議決権等の所有(被所有)割合及び期末残高については当事業年度末において「連結子会社」及び「持分法適用関連会社」に該当しなくなっているため記載しておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

当社との関係	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社プログラフィック	—	開発業務の委託	41,188	買掛金	5,244

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。
2. 上記取引金額には、消費税等を含んでおりませんが、期末残高の内、消費税等課税取引に係るものは、消費税等を含んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

399円 52銭

(2) 1株当たり当期純利益

44円 33銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和3年9月21日

株式会社メディアシーク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任  
社員 公認会計士 本間 洋一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任  
社員 公認会計士 島川 行正 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディアシークの令和2年8月1日から令和3年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディアシーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和3年9月21日

株式会社メディアシーク  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任  
社員 公認会計士 本間 洋一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任  
社員 公認会計士 島川 行正 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディアシークの令和2年8月1日から令和3年7月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年8月1日から令和3年7月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年9月22日

株式会社メディアシーク 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 牧 俊 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 武 田 健 二 ㊟

監 査 役(社外監査役) 西 井 敏 恭 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の一層の強化と次期における一定の資金を必要とする施策の実行の際に内部留保を活用することが将来にわたる実質的な株式価値の増大を実現するために必要との見地から内部留保に努めてまいるとともに、株主の皆様のご支援にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、9,743,455円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年10月25日

### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したく、その承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

当社の事業内容の多様化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加し、これに伴い号数を繰り下げるとともに表記を整えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 1. IT、ソフトウェア、ニューメディア、教育、産業、企業、市場、各種イベント等に関する研究、調査、企画、開発、販売及び運営並びにそれらの情報提供、コンサルティング及び受託</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. ～19. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 1. IT、ソフトウェア、<u>ブレインテック、ニューメディア、教育、産業、企業、市場、各種イベント等に関する研究、調査、企画、開発、販売及び運営並びにそれらの情報提供、コンサルティング及び受託</u></p> <p>2. <u>医薬品、医薬部外品の研究開発、製造、製造販売、販売及び輸出入</u></p> <p>3. <u>医療機器その他医療全般にかかる機械・器具・製品(プログラムを含む。)の研究開発、製造、製造販売、販売及び輸出入</u></p> <p>4. <u>医学、薬学の研究受託</u></p> <p>5. ～22. (現行どおり)</p>

### 第3号議案 監査役1名選任の件

令和3年6月28日に監査役福田峰之氏が辞任され、監査役に欠員が生じたため、令和3年7月12日に東京地方裁判所において、仮監査役として牧俊夫氏が選任され就任いたしました。仮監査役の任期は、本総会で後任の監査役が選任されるまでとなっております。

つきましては、監査役への牧俊夫氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者牧俊夫氏は辞任した福田峰之氏の補欠としての選任をお願いするものであり、その任期は、定款の定めにより、令和5年10月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
まき としお 牧 俊夫 (昭和30年6月28日生)	平成16年4月 KDDI株式会社 執行役員 au 商品企画本部長 平成20年4月 中部テレコミュニケーション 株式会社 代表取締役社長 平成25年4月 株式会社ジュピターテレコム (現JCOM株式会社) 代表取 締役会長 平成26年1月 同社 代表取締役社長 平成29年4月 同社 代表取締役会長 令和元年6月 中部テレコミュニケーション 株式会社 代表取締役会長 令和2年6月 学校法人中央大学 理事 (現 任) 令和3年4月 株式会社オークネット 社外 取締役 (現任) 令和3年7月 当社仮監査役 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 牧俊夫氏は社外監査役候補者であります。  
 牧俊夫氏を社外監査役候補者とした理由は、KDDI株式会社の執行役員及びJCOM株式会社の役員として、両社の発展に尽力してこられましたことから、こうした経歴を通じて培われた企業経営に関する豊富な経験を活かし、当社への経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 牧俊夫氏は平成25年3月まで当社の主要な取引先であるKDDI株式会社の業務執行者でありました。
4. 当社は、牧俊夫氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、当該保険により補填することとしております。牧俊夫氏の選任が承認された場合、牧俊夫氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 牧俊夫氏の当社の仮社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3ヶ月となります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所 東証ARROWS内  
2F 東証ホール  
TEL 03 (3666) 0141



西口エントランス（見学受付入口）からご入場下さい。

最寄駅

- |         |            |       |
|---------|------------|-------|
| ● 東西線   | 茅場町駅（出口11） | 徒歩 5分 |
| ● 日比谷線  | 茅場町駅（出口7）  | 徒歩 7分 |
| ● 都営浅草線 | 日本橋駅（出口D2） | 徒歩 5分 |

会場には駐車場を準備しておりません。  
公共交通機関等をご利用下さいますようお願い申し上げます。